

船橋市議会会議システム等導入業務に関するプロポーザル 質問及び回答

No.	文書名	ページ	質問内容	回答
1	プロポーザル実施要綱	8	デモンストレーション用のタブレット端末についてです。5台はiPad pro12.9インチセルラーモデルとタッチペンを用意し、それ以外は他のiPadでも宜しいでしょうか。	デモンストレーション用のタブレット端末の指定はありません。プロポーザル実施要綱P.8の「11.プレゼンテーション」にあるとおり、システムの機能・操作性を検証するため、デモンストレーションを行っていただきますので、参加業者のご判断にお任せします。
2	プロポーザル実施要綱	4-5	見積書／積算書の提示は、企業名・製品名の入っていないものは必要でしょうか。必要であれば部数を教えて下さい。また、その場合は捺印なしで提出となりますが宜しいでしょうか。	見積書(第4号様式)の提示は、プロポーザル実施要綱P.4の「8.提案方法」で「副本とする提案書類には社名や製品名等、社名を直接特定できる情報を含まないよう配慮すること(マスキング)。代表者又は年間代理人の使用印の押印もしないこと」としております。 なお提案書類は1つのA4ファイルにまとめて調製した上で正本として代表者又は年間代理人の使用印を押印したものを1部、正本の写しを3部、副本を12部、電子データ(PDF形式)を提出してください。